

賛否が分かれた議案・請願



議案第53号 市民病院事業会計補正予算（第1号）  
議案第58号 市民病院の管理に係る指定管理者の指定について

内容 第53号は新病院基本計画において新病院の開院時期を令和10年度中から令和12年度中に見直したことにより追加で2年間分の指定管理に係る債務負担行為を設定するもの、第58号も同様の理由により2年間を指定期間として追加するもの

可決  
賛成18名  
反対3名

反対討論

再編統合そのものに反対であり、住民参加や議会のチェックが薄れること、今以上の採算性重視、病院職員の分限免職、病院運営のノウハウ喪失などの問題があることから指定管理者の指定もすべきでない。さらに、現済生会兵庫県病院の整備費残債の経営への影響も懸念されるため、反対。（日本共産党三田市議団 木村雅人）

賛成討論

急性期医療を堅持し、さらに充実させるための再編統合に伴い、両病院の診療機能の維持及び新病院開設時の円滑な運営準備を進めるための指定管理者制度であり、開院時期の延期による指定管理に係る債務負担行為予算及び指定期間の追加は、新病院へのスムーズな移行を切れ目なく進める上で必要であるため、賛成。（創志会 假屋浩司）



請願第11号 市役所の開庁時間の短縮を元の時間にすることを求める請願  
請願第15号 フラワータウン市民センターを現在地で残し充実を求める請願

内容 (請願者) 第11号：段林正樹氏 第15号：小宮純子氏、足立辰雄氏  
(趣旨) 第11号は市役所の開庁時間を従来の9時から17時30分までに戻すことを求めるもの、第15号はフラワータウン市民センターを現在地に残しホールを充実させることを求めるもの

継続審査  
(請願第11号) | (請願第15号)  
賛成17名 賛成18名  
反対4名 反対3名

委員会中間報告より(審査状況の報告)

請願第11号について、自由討議では、市民の声を受け止めた上で検証期間が必要との意見や、告知から4カ月後の実施はあまりに拙速で、デジタル化の普及など先に市民サービスに影響が出ないようにすべきとの意見があった。また、市民にメリットを示した上での見直しでも遅くはなく、説明が丁寧ではない。不具合があれば速やかに対応を求め、今後も議論を続けたいとの意見があった。

自由討議終了後、開庁時間を従来の時間に戻すという請願趣旨については、実施後の期間が短く、議会として、今後の動向を慎重に検証した上で判断すべきであることから、継続審査としたい旨の動議が出された。

採決の結果、賛成多数をもって継続審査とすべきものと決した。（経営政策常任委員長 小杉崇浩）

請願第15号について、自由討議終了後、新複合施設の詳細は9月頃に発表される予定であり、議会として、現状での判断は難しく、請願者の要望は十分に理解するが市民センターを残す判断をするには時期尚早であり、今後、十分な情報が出てからの判断が望ましいことから、継続審査としたい旨の動議が出された。

採決の結果、賛成多数をもって継続審査とすべきものと決した。（生活地域常任委員長 幸田安司）

反対討論(継続審査に反対)

請願第11号について、開庁時間の短縮により課題解決等に時間を割くことによる市民サービスのさらなる向上を目的とした上で、選ばれる市役所、働きやすい市役所を目指すとしている。行かない市役所の拡充による時間の有効活用や超過勤務の縮減による財源創出、雇用安定による人材確保により市民サービスの向上を図ることで市民の信頼につながる。また、早々に元の時間に戻すことで新たな混乱を招きかねず、6月定例会において不採択とすべきと考えるため、継続審査に反対。（市民とともに 橋本維文）

請願第11号について、公表から実施まで約4カ月とあまりに短く、十分な周知期間を設け、市民サービスに影響のないよう実施すべきであった。また、デジタル化の取組も不十分であり、市民をフォローする仕組みを構築し、実績を積んだ上で行うべきであった。マイナ保険証の更新等による窓口混雑も予想され、早急に元に戻すべきであるため、継続審査に反対。

請願第15号について、詳細を何も明らかにせず一方的に公表し、9月定例会で補正予算案の上程を予定するなど、市民と議会を置き去りにしたあまりに拙速な進め方である。詳細が説明される時期にはすべてが決定していることになりかねないため、継続審査に反対。

(日本共産党三田市議団 水元サユミ)

その他、以下の請願4件についても賛否が分かれ、討論を行いました。

- 請願第10号 新病院基本計画の撤回を求める請願
- 請願第12号 661億円の病院整備費等で高齢者運賃助成制度の改悪にならないよう求める請願
- 請願第13号 661億円規模での新病院整備費等でごみ袋代大幅引き上げにならないことを求める請願
- 請願第14号 2026年4月からの市民センター利用料1.5倍値上げの中止を求める請願

PICK UP!  
6月議会

条例改正案の撤回、再度議案を提出

本会議第1日（6月2日）に提案された議案第55号「三田市立学校施設目的外使用条例の一部を改正する条例について」が、第2日（6月17日）に市長より議案撤回の申し出があり、全会一致で許可しました。その後、委員会審査を行った福祉教育常任委員会での意見を考慮し、再度議案が提出され、全会一致で可決されました。

撤回理由

中学校部活動の地域展開及び学校施設の使用許可における禁止事項の変更等に伴い、条例の一部を改正しようとする議案であるが、許可の禁止事項に「飲酒又は酒類の提供を行うもの」を追記しようとするについて、福祉教育常任委員会（6月4日）における意見を斟酌し、内容を再度検討することが適当であるとの判断により、議案の撤回を申し出る。

議案を審査した福祉教育常任委員会で下記の意見が出ました

どんな意見が  
委員会で  
出たの？



- 自治会等が納得するよう十分な説明を尽くしたのか。条例施行日が7月1日とあるが、すでに夏まつり等の準備が始まっている中、周知が不十分だったのであれば条例改正は時期尚早であり、従来各学校長と地域の判断に委ねてきたものを一律に禁止することの妥当性にも疑義がある
- 学校は教育の場であるが、学校施設は安全面から夏まつり等地域交流の会場に適している
- 地域のまつりという交流の場において、アルコールを許容して円滑なコミュニケーションをとりたいとの声もあり、地域交流という社会教育の見地からも考慮すべき など

説明

\*撤回：議案等を取り下げること。一度議事に上程された議案等は、議会の許可を得なければ撤回できない。

議会の傍聴にぜひお越しく下さい

三田市議会では、開かれた議会を目指し、多くの方に会議を傍聴していただけるよう6月定例会において傍聴規則を改正いたしました。

主な改正点

New!

児童及び乳幼児を連れて傍聴が可能に！



これまでは、議長の許可が必要でしたが、改正により児童・乳幼児を連れて傍聴できるようになりました。もし泣かれてしまった場合には、議場外に議会中継をご覧いただけるモニターを用意しておりますので、ご利用ください。

その他、帽子着用のまま入場いただけるよう入場規定の一部改正を行いました。

傍聴される際は、改めて下記の事項にご注意ください

- 携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードをお願いします
- 傍聴席では、発言や拍手はできません
- 撮影・録音・録画等はできません

\*傍聴される際には必ず議会事務局で受付願います。

